

瀬戸内市ハザードマップ作成業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

瀬戸内市ハザードマップ作成業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、瀬戸内市で想定される洪水、津波、土砂災害、地震等の災害リスク及び災害時における避難行動や平常時における事前対策について、市民の理解を深め、災害時における円滑かつ適切な避難行動につなげることで、災害発生時における被害を回避又は最小限に留めることに資することを目的とし、ハザードマップを作成するものである。

(3) 業務内容

主な業務内容は、以下のとおりである。なお、印刷、製本業務は含まない。

- ① 発注者の意向のヒアリング、綿密な協議
- ② ハザードマップ作成のための資料収集
- ③ ハザードマップのデザイン、構成、内容の検討
- ④ ハザードマップの作成

(4) 業務履行期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

2. 予算額（予定価格）

4,620,000円（消費税及び地方消費税を含む）を限度額とし、委託業務の実施に必要な一切の費用を含むものとする。

なお、参考見積書の金額が、予算額（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 本市の令和8年度入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (2) 瀬戸内市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 入札参加資格申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）、県税及び市税を滞納している者でないこと。
- (7) 瀬戸内市暴力団排除条例（平成23年瀬戸内市条例第32号）第2条第1号又は同条第2号又は4号に定める者及び団体に該当しない者であること。また、これらと社会的に避難されるべき関係を有していない者であること。
- (8) 過去10年間において地方公共団体に対し、本業務と同種・類似の業務を行った実績があること。

5. 契約候補者選定方法

参加資格があると認められる者から企画提案書等を受け付け、その企画提案を瀬戸内市ハザードマップ作成業務委託プロポーザル審査委員会において審査し、契約候補者（以下「候補者」という。）を選定する。

審査にあたっては、当該業者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとし、審査方法及び審査基準等は下記9及び10のとおりとする。

6. 質疑・回答

(1) 提出方法

別添の質問書・回答書（様式4）により、Eメールにて提出すること。

(2) 提出期限

令和8年6月11日（木）16時必着

※提出期限を過ぎた質問、上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない

(3) 提出先

瀬戸内市総務部危機管理課

Eメール：kikikanri@city.setouchi.lg.jp

(4) 回答日

令和8年6月16日（火）

(5) 回答方法

市ホームページ（<https://www.city.setouchi.lg.jp/soshiki/3/159182.html>）に掲載し回答するものとする。なお、質問者名は表示せず、回答内容は仕様書の追加または修正として取り扱うものとする。

7. 参加申込

(1) 募集方法

瀬戸内市公告式条例（平成16年条例第3号）の規定により実施要領等を公示し、併せて市ホームページに掲載する。

(2) 申込方法

次に掲げる書類に返信先を記入した返信用封筒（110円切手貼付け）を添えて、持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 瀬戸内市暴力団排除条例に関する誓約書（様式15）
- ③ 業務実績調書（様式8）
- ④ 返信用封筒（110円切手貼付け）

(3) 参加申込書の受付締切

令和8年6月24日（水）16時必着

(4) 提出先

瀬戸内市総務部危機管理課

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300-1

(5) 参加資格の審査・審査結果の通知

参加申込者の参加資格を実施要領に基づき審査し、当該審査の完了後に審査結果を申込者全員に対して、参加資格審査結果通知書（様式2）により通知するものとする。

8. 企画提案書作成方法

(1) 提出書類の名称

瀬戸内市ハザードマップ作成業務委託企画提案書

(2) 企画提案書様式・制限枚数

① 用紙サイズ・向き

A4版縦横自由

② ページ数

表紙を除いて、最大20ページ以内

③ 印刷形式

両面カラー印刷

④ ページ番号

各ページの下部にページ番号を記載すること

⑤ 綴じ方

縦レイアウトの場合：長辺側（左側）をホチキス2カ所を綴じること

横レイアウトの場合：長辺側（上側）をホチキス2カ所を綴じること

⑥ 文字サイズ

原則、11ポイント以上の文字サイズを使用すること。ただし、図表内の説明や出典などの付随的な情報については小さな文字サイズを使用することも可とする。

(3) 提出書類・部数

- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式5） 原本1部
- ② 業務実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部・副本8部
 - ア 会社概要（様式6）
 - イ 技術者の概要（様式7）
 - ウ 業務実績調書（様式8）
 - エ 配置予定技術者一覧（様式9）
 - オ 管理技術者の経歴及び実績等調書（様式10）
 - カ 照査技術者の経歴及び実績等調書（様式11）
 - キ 担当技術者の経歴及び実績等調書（様式12）
 - ク 再委託調書（様式13） ※再委託する場合のみ
 - ケ 工程表（様式14）
 - コ 企画提案書（任意様式）
 - サ 参考見積書（任意様式）
- ③ 返信先を記入した返信用封筒（110円切手貼付け）

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和8年7月7日（火）16時必着

(6) 提出先

瀬戸内市役所総務部危機管理課
〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1

(7) その他

- ① 企画提案書は1者1提案とする。
- ② 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

9. 審査方法

(1) 審査

提出された業務実施体制各種調書及び企画提案書等について、下記10.審査基準に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査委員会は(3)候補者選定手順で示す候補者の選定手順に基づき最も優れた提案を選定するものとする。

ただし、提案者が多数となった場合は、提出された企画提案書に基づく書類審査によりプレゼンテーション及びヒアリングを依頼する業者を4者程度に選考するものとする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

① 実施日

令和8年7月22日（水）

② 実施場所

実施日時にあわせて通知

③ 時間配分

プレゼンテーションにおける提案時間は20分以内とし、その後15分程度の質疑応答を行う。事前準備、退出はそれぞれ5分以内とする。

④ その他

- ・出席者は発表者を含み3名以内とする。
- ・他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・電子モニター（HDMI端子接続）及びHDMIケーブルについては用意するが、パソコン及びHDMIケーブルとの変換アダプタ等の機材については各提案者が用意するものとする。
- ・プレゼンテーションにあたっての資料追加や企画提案書等の差替えは認めない

(3) 候補者選定手順

候補者は、審査の評点の合計点が最も高い者とする。この場合において、合計点が最も高い者が2者以上あるときは、審査委員会が採決し選定する。提案者が1者の場合は、審査を行い、審査委員会が候補者選定の可否を採決して決定する。なお、契約候補者は満点の6割を超える評価点を得た者だけを対象とする。

(4) 審査結果の通知

審査結果はプロポーザル審査結果通知書（様式3）により通知するものとする。

10. 審査基準

評価項目	評価の着眼点	配点
業務実績・実施体制	過去10年以内における同種または類似業務の完了実績を豊富に有し、本業務を確実に遂行できる経験を備えているか。	25
	各技術者が、本業務に必要な公的資格と専門的な実務経験を十分に有しているか。	
企画提案の内容	本市の地域特性を反映したハザードマップとなっているか。	45
	市民の関心を引き付けるようなデザイン、内容となっているか。	
	災害に関する知識を深めることができる内容となっているか。	
ヒアリング等の内容	審査委員の質問に対し、専門的な知見に基づいた明確かつ誠実な回答を即座に行える能力を有しているか。	10
	プレゼンテーションの構成が論理的で分かりやすく、提案の要点が効果的に伝えられているか。	
参考見積価格		20
合計		100

11. 日程

内容	日程
公示	令和8年6月 2日(火)
質問受付締切	令和8年6月11日(木) 16時必着
質問回答	令和8年6月16日(火)
参加申込書受付締切	令和8年6月24日(水) 16時必着
参加資格審査結果の通知	令和8年7月 1日(水)
企画提案書等受付締切	令和8年7月 7日(火) 16時必着
書類審査(提案者多数の場合)	令和8年7月14日(火)
書類審査結果の通知	令和8年7月17日(金)頃
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和8年7月22日(水)
結果通知の送付	令和8年7月27日(月)頃
契約締結	令和8年8月上旬

1 2. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 企画提案書等の様式・制限枚数、提出部数、提出方法、提出期限、提出先等に適合しないもの。
- (2) 企画提案書等の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 企画提案書等提出期限後に参考見積書の金額に訂正を行ったもの。
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの。ただし、プレゼンテーション等の実施を取りやめた場合はこの限りではない。
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (6) 参考見積書の金額が、予算額（予定価格）を超過したもの。

1 3. 契約

候補者決定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、決定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

1 4. その他

- (1) 提出書類は返却しない。ただし、市は、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。
- (2) 瀬戸内市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（市作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響がでるおそれがある情報については特定後の開示とする。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 業務実施体制各種調書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、瀬戸内市と協議のうえ決定するものとする。
- (7) 参加者は、候補者特定までの間に、4.参加資格に定める要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

(8) 他の文献を引用した場合は、出典を明示するものとする。

15. 担当部署（提出・問合せ先）

瀬戸内市総務部危機管理課 担当：石田

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地 1

TEL：0869-22-3904

FAX：0869-22-3299

E-mail：kikikanri@city.setouchi.lg.jp